

2021年1月15日

神奈川県健康医療局医療危機対策本部殿

神奈川県産科婦人科医会
会長 高橋 恒 男

新型コロナウイルス感染症陽性妊産婦の受入先医療機関の確保について

(お願い)

本県の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。さて、2020年末より、本県における新型コロナウイルス感染症の流行拡大が一段と急速になっております。対応病床の逼迫は日に日に厳しさを増している状況にあります。

新型コロナウイルス感染症に係る妊婦の入院・療養については、2020年12月2日の貴本部室長の通知で、「新型コロナウイルス感染症の陽性となった妊婦に対しては、感染症法第19条及び第20条に基づき入院勧告を行い、入院後、医師が重症度評価をします。その結果、36週までの妊婦で産科異常がなく新型コロナウイルス感染症の症状が無症状・軽症の場合など、医師が入院の必要がないと判断し、かつ、自宅または宿泊療養施設において丁寧な健康観察を行うことができる場合は、自宅療養または宿泊療養へ移行すること」とされています。

しかし現状では、妊婦は重症化のリスク因子であるにもかかわらず、新型コロナウイルス対応病床の逼迫のため、入院病床の確保が非常に難しくなっており、37週以降においても通知通りの対応が難しい事態になっております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の陽性となった妊産婦の受入先医療機関の確保を推進するため、周産期症例の受入体制を既に整備している医療機関に対して受入枠の拡大を要請するとともに、新型コロナウイルス感染症対応病床を有しているものの周産期症例の受入を行っていない医療機関に対しても、陽性となった妊産婦の受入体制の整備を進めるようにご指導をいただきたく、強く要望いたします。なにとぞ迅速なご対応をお願い申し上げます。